

平成24年12月

富山市議会定例会

市長提案理由説明要旨

平成 24 年 12 月定例会市議会の開会にあたり、提出いたしました案件の概要等について申し上げます。

(はじめに)

初めに、衆議院が解散され、12 月 16 日に投開票が行われます。今後の日本の将来を決める大事な選挙が、今、正に行われようとしております。選挙後に誕生する新政権には、停滞する政治から脱却し、直面する多くの課題に迅速に対応していただきたいと考えております。

一方、この解散に伴い、国の来年度予算案の決定が年明けに持ち越されるものと見込まれます。年度内に予算が成立せず、暫定予算が必要ということになれば、我が国の経済や国民生活に悪影響を与えることとなりますので、予算の早期成立を求めるものであります。

次に、地方交付税の執行抑制について申し上げます。

特例公債法案の成立が遅れたため、普通交付税の 9 月交付分は、道府県分が月割り交付となり、11 月交付分は、道府県分、市町村分ともに、予定よりも 17 日間遅れて交付されるという事態になりました。

地方交付税は、国民生活に直結する行政サービスを提供するための財源であり、その交付が遅延することは、地方自治体の財政運営を混乱させるのみならず、国民生活に極めて重大な影響を及ぼすことにな

ります。

先月の臨時国会において、4年間は予算が成立すれば、自動的に赤字国債が発行できることが法制化されたため、この間は、この問題は解決されましたが、同様のことが再度起きることのないよう、国会及び政府に強く要請するものであります。

また、地方公務員の給与が国家公務員の給与を上回っているため、地方交付税を減額すべきではないかという議論があります。しかしながら、地方はすでに国に先駆けて、人件費の削減に取り組んできているところであります。本市においても、定員適正化に努めたことにより、市町村合併時の平成17年4月時の職員数が4,541人であったのに対し、本年4月時の職員数は4,090人であり、差引き451人の減となっております。また、国家公務員の給与は、東日本大震災の復興予算を捻出するために、今年度から2年間の時限的な措置として引き下げられたものであり、これと比較することも適当ではありません。これらのことから、地方交付税の減額には、断固として反対するものであります。

次に、自動車取得税などの廃止について申し上げます。

自動車取得税や自動車重量税、ゴルフ場利用税が、消費税との二重課税になっているという理由で、また、償却資産に対する固定資産税

が、企業の設備投資を阻害しているという理由で、これらを廃止することが検討されております。しかしながら、自動車取得税などは、地方自治体が行政サービスを実施するための貴重な財源となっており、自主的かつ安定的な財政運営を行うために不可欠であります。今後とも、全国市長会を通じて、確実な代替財源が確保されない限り、現行の税制が堅持されるよう国に働きかけてまいります。

(来年度予算編成について)

次に、来年度予算編成について申し上げます。

平成 25 年度予算については、歳入では、給与所得の増加により、個人市民税は一定の増収が見込まれるものの、法人実効税率の引き下げの影響などにより、法人市民税は減収となる見込みであり、固定資産税についても大幅な増収は見込めません。また、地方交付税について、国は、地方の一般財源の総額を本年度の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされているものの、市税収入と地方交付税をあわせた一般財源総額でも、大幅な増収を見込むことはできないと考えております。

一方、歳出では、公債費が依然として高い水準にあることや、少子高齢化の進展による扶助費の増加に伴う義務的経費の増加や、医療・介護の特別会計への繰出金の増加が見込まれることから、平成 25 年

度は、極めて厳しい予算編成になるものと考えております。

しかし、こうした中であっても、総合計画・後期基本計画や環境未来都市計画、第二期中心市街地活性化基本計画に位置付けた事業の着実な進捗を図るための経費や、地域経済の活性化等に資する経費を確保していかなければなりません。

このため、予算要求の基準は、昨年度と同様、政策的経費については、一般財源ベースで、総合計画に係る事業についてはマイナス 10 パーセント、総合計画以外の事業はマイナス 20 パーセントと設定したところであります。

一方、環境未来都市計画及び第二期中心市街地活性化基本計画に位置付けた新規事業については、事業の推進を図るため、マイナスシーリングの対象外とし、事業の所要額を要求できることといたしました。

今後の予算編成にあたりましては、事業再点検の検証結果などを反映させるとともに、事務事業の見直しによる歳出の抑制を図りながら、限られた財源の重点的・効率的な配分に努め、健全財政を堅持しながら、本市が未来に向かって大きく発展し、市民一人ひとりが将来に希望を持てる予算となるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

なお、私の任期が来年の 4 月 23 日に満了となりますので、平成 25 年度予算は、骨格予算とし、政策判断が必要な新規事業などは、市長選挙後の補正予算で対応することになります。

(提出案件について)

次に、提出いたしました案件について、その概要を申し上げます。

(1 予算案件について)

予算案件については、国の予備費活用に伴うものなどの他、人件費の補正を行なうものであり、一般会計では2億5,000万余円、特別会計では、農業共済事業及び公設地方卸売市場事業において3,200万余円を追加するものであります。また、水道事業などの企業会計では6,600万余円を減額するものであります。

次に歳出予算の主な内容について申し上げます。

(①国の予備費活用に伴うもの)

まず、国の予備費活用に伴うものとして、小島橋などの橋りょうの維持補修工事に要する経費を計上しております。

(②その他の事業)

その他の事業としては、五福小学校改築工事の実施設計等に要する経費、来年開催するミュージカル「ハロー・ドーリー！」の富山・東

京2地区公演のための準備経費、9月末の豪雨により被災した農地の災害復旧に要する経費、街区公園において地域住民が主体的に花や野菜を栽培するコミュニティガーデンの整備に要する経費、男女共同参画推進センターの移転に要する経費などを計上しております。

(③特別会計)

特別会計については、公設地方卸売市場事業で、第一冷蔵庫の冷却塔の更新に要する経費を計上しております。

(④人件費)

また、人件費については、一般会計、特別会計、企業会計において所要の補正を行なうものであります。

以上が歳出のあらましですが、これらに要する財源としては、一般会計では事業に伴う国・県支出金や地方債、繰越金などを充てており、特別会計では地方債や一般会計からの繰入金などを充てております。

次に、債務負担行為について申し上げます。

一般会計では、移転する北部プールの管理運営に要する経費の限度額を追加するものであります。

また、一般会計及び水道事業会計において、公共事業の円滑かつ効率的な執行を図り、事業の平準化を推進するため、平成 25 年度施工予定工事を前倒し発注するための限度額を設定するものであります。

(2 その他の案件)

次に、予算以外の案件について申し上げます。

まず、条例案件については、いわゆる第一次及び第二次地域主権一括法の施行に伴い、「富山市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定するものなど、45 件であります。

その他の案件については、字の区域の変更及び廃止の件など 5 件であります。

承認案件については、専決処分について承認を求めるもの 1 件、報告案件については、損害賠償請求に係る和解の専決処分について報告するもの 1 件であります。

以上が、今回提出いたしました案件の概要であります。

何とぞ慎重審議のうえ、適正な議決をいただきますよう、よろしく申し上げます。